確認申請に添付するチェックリスト(仕様規定(法第20条四号イの建築物の場合))

注)図面番号欄に,計画建物の設計図書に明示している図面番号を記載して下さい。 確認審査欄には,何も記載しないでください。

適用される規定	領には、何も記載しない 設計図書の種別	明示すべき事項等	図面番号	確認審查
		1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法		
令第3章第2節 (構造部材等)	各階平面図	2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法		
	二面以上の立面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 2 屋根ぶき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広 告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法		
	二面以上の断面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広 告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法		
	基礎伏図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広 告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法		
	構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告 塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる 材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防 止の措置		
		支持地盤の種別及び位置		
		基礎の種類		
	基礎・地盤説明書	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置		
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法		
		木ぐい及び常水面の位置		
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安 全性を確保するための措置		
	令第38条第3項若しくは第4 項又は令第39条第2項の規定	令第38条第3項の構造方法への適合性審査に必要な事項		
	に適合することの確認に必要	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法		
	な図書	令第39第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項		
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸 法		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材 (接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	構造詳細図	屋根ふき材の種別		
		柱の有効細長比		
令第3章第3節		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法		-
(木造)		特 担		-
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から1メートル以内の部分の防腐又は防蟻 措置		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質		
	令第40条ただし書、令第42条 ただし書、令第43条第1項た	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項		
	だし書、同条第2項ただし	令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
	書、令第46条第2項第1号 イ、同条第2項第1号ハ、同 条第3項たじ書、同条第4 項、令第47条第1項、令第48 条第1項第2号ただし書又は	令第43条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第46条第2項第1号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項		
		令第46条第2項第1号八の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
		令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第48条第1項第2号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 今第40条第3項第3号に担宅する担格をある第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第		
	和 黑网	令第48条第2項第2号に規定する規格への適合性審査に必要な事項 切(基)生の場合の位置		
	配置図 各階平面図	組積造の塀の位置 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸		
		法並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸		
	二面以上の立面図	構造 「別工工 安な おお この る おお に 別工工 安な おお この る おお たがる 記がり ま並びに開口部の 位置、 形状及び 寸法		

ř.			
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸 法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手 すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図	 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手 すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
令第3章第4節 (組積造)	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手 すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手 すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	—————————————————————————————————————	 塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	施工方法等計画書	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画	
	ルエガ太守可凹首		
	令第51条第1項ただし書、令 第55条第2項、令第57条第1		
	項第1号及び第2号又は令第	を 1000 大力と大に加えて、 000 日本 100	
	59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書		
		令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	配置図	補強コンクリートプロック造の塀の位置 	
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸 法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸 法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸 法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
令第3章第4節の2 (補強コンクリートプロック造)	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
		塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
	構造詳細図	帳壁の材料の種別及び構造方法	
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	施工方法等計画書	コンクリートプロックの組積方法	
		補強コンクリートプロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法	
		令第62条の4第1項から第3項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項	
		令第62条の5第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
	規定に適合することの確認に 必要な図書	令第62条の8ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸 法	
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸 法	
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸 法	
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
令第3章第5節	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
(鉄骨造)	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び 材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
		令第66条に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
	令第66条、令第67条第2項、 令第69条又は令第70条の規定 に適合することの確認に必要 な図書	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法	
		令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
		令第70条の一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項	
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の立面図	/** 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸 法	
	 二面以上の断面図	一 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸	
		法	

基礎状図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
お料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 横造方法及び 水屋伏図 水田 水田 水田 水田 水田 水田 水田 水	
→第3章第6節 (鉄筋コンクリート 適)	
(鉄筋コンクリート 一面以上の軸組図	
(使用構造材料一覧表 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートのかぶり厚さ 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 令第73条第 2 項にだし書、令第77条第 4 号、令第77条の 2 第 1 項ただし書、公令第73条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第77条第 4 号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条の 2 第 1 項 に適合することの確認に必要な図書 第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第77条の 2 第 1 項 に 担定する基準への適合性審査に必要な事項 令第79条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 常造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 通過耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 基礎伏図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
使用構造材料一覧表 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 令第73条第 2 項にだし書、令第73条第 4 号、今第77条の 2 第 1 項ただし書と文庫の確認に必要な事項 令第77条第 4 号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第77条の 2 第 1 項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第79条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 精造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 活 コ面以上の立面図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 基礎伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、形状及び寸法 基礎伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、対法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 小屋伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 小屋伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 小屋伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
カンクリートの骨材、水及び混和材料の種別 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 今第77条第 4 号、今第77条の 2 第 1 項ただし書、今第77条第 4 号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第77条第 4 号に規定する事業準への適合性審査に必要な事項 今第77条第 4 号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 今第77条第 4 号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 今第77条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第77条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 日本語の主要な部分である部材の位置及び寸法並びに関口部の位置、形状及び寸法法 に関い上の立面図 「構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに関口部の位置、形状及び寸法法 は一面以上の断面図 「構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに関口部の位置、形状及び寸法法 は一面以上の断面図 「構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 「特益耐力」を要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 「特益耐力」を要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 「特益耐力」を要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 「特益耐力」と要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法	
施工方法等計画書 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 令第73条第 2 項にだし書、令第77条第 4 号、令第77条第 4 号、令第77条第 4 号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 第 1 項ただし書又は令第79条第 2 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条第 4 号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条第 2 項の規定に適合すること の確認に必要な図書 令第79条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 各階平面図 精造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに関口部の位置、形状及び寸法 法 二面以上の立面図 「構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに関口部の位置、形状及び寸法 法 基礎伏図 精造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに関口部の位置、形状及び寸法 法 基礎伏図 精造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、可法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 格階床伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 「接近耐力」を記述している。 「表述を記述している。」の位置、可法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 「基礎代図」 「表述を記述している。「表述、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 「表述を記述している。」の位置、可法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法 「表述を記述している。」の位置、可法、構造方法及び材料の種別並びに関口部の位置、形状及び寸法	
コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 令第73条第 2 項ただし書、令第77条第 4 号、令第77条第 4 号には定する構造方法への適合性審査に必要な事項 第1 1項ただし書文 2 第1 項の規定に適合することの確認に必要な図書 会第77条第 4 号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第77条の 2 第 1 項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第79条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 「構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 法 「面以上の立面図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 法 「基礎代図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 は 「基礎代図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 「特達所力」と主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 「基礎代図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 「基礎代図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
第77条第4号、会第77条の2 第1項ただし書又は今第79条 第2項の規定に適合すること の確認に必要な図書 会第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 会第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 格階平面図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法法 一面以上の立面図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法法 基礎伏図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法法 基礎伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 格造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 表階床伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 小屋伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 小屋伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
第 1 項にの担定に適合すること の確認に必要な図書	
の確認に必要な図書 令第79条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
 各階平面図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 二面以上の立面図 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 二面以上の断面図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、形状及び寸法 基礎伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 各階床伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 小屋伏図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 一面以上の軸組図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 	
法	
注	
法 基礎伏図	
お料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
「位せの左右を回し	
圧縮材の有効細長比	
令第3章第6節の2 (鉄骨鉄筋コンクリー 構造詳細図 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造	
(大造) 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 (大機手及び定着の方法) (大機手及び定者の方法) (大機手及びためためためためためためためためためためためためためためためためためためため	
鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	
使用構造材料一覧表 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別	
コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法	
施工方法等計画書 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第66条、令第67条第2項、 令第69条、令第73条第2項た 令第69条の構造計算の結果及びその算出方法	
だし書、令第77条第6号、令令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 第77条の2第1項ただし書、	
令第79条第2項又は令第79条 の3第2項の規定に適合する	
ことの確認に必要な図書 マデバホの 2 第 1 項にたし音の 構造計算の 結末及び ての 昇山 万 広	
令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
マ第79宗の3第2項に規定する構造方法及び可法 配置図 無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び可法	
構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸	
法並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸 は対する。	
法並びに開口部の位置、形状及び引法 一面以上の断面図 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸	
法並びに開口部の1位直、形状及びり法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手	
9 り至の位直、り法、構造方法及び材料の種別业びに開口部の位直、形状及びり法 を除床代例 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手	
9 リ壁の位直、り法、構造方法及の材料の種別业のに開口部の位直、形状及のり法 令第 3 章第 7 節 (無路コンクリート 小房供図 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手	
造) すり壁の位直、寸法、構造方法及び材料の種別亚びに開口部の位直、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手	
9 り壁の位置、竹法、構造方法及の材料の種別业のに開口部の位置、形状及の竹法	
構造詳細図 塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
使用構造材料一覧表 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法	
施工方法等計画書 コンケリートの型枠の取外し時期及び方法	
令第51条第 1 項ただし書、令 令第51条第 1 項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
第55条第 2 項、令第57条第 1	

	59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第57条第1項第1号及び第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
		令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
(構造方法に関する補	令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
		令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
施行規則第8条の3	第8条の3の規定に適合する ことの確認に必要な図書	第8条の3の規定に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第46条第4項の表1の(8)項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物		令第46条第4項の表1の(8)項に係る認定書の写し	
構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第67条第 1項の認定を受けたものとする接合方法による建築物		令第67条第1項に係る認定書の写し	
構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第67条第2項の認定を受けたものとする建築物		令第67条第2項に係る認定書の写し	
令第68条第3項の認定を受けたものとする高力ボルト 接合を用いる建築物		令第68条第3項に係る認定書の写し	
令第70条に規定する国士交通大臣が定める場合において、当該建築物の柱の構造を令第70条の認定を受けたものとする建築物		令第70条に係る認定書の写し	
鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条第 2 項の認定を受けたものとする建築物		令第79第 2 項に係る認定書の写し	
鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条の3第2項の認定を受けたものとする建築物		令第79条の3第2項に係る認定書の写し	
構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第8条の3の認定を受けたものとする建築物		施行規則第8条の3に係る認定書の写し	

(備考)